

福井市美術館設備更新事業提案審査要領

福井市美術館設備更新事業提案審査要領

福井市美術館設備更新事業に係るE S C O提案書の審査は、福井市美術館設備更新事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において、次のとおり行う。

1. 最優秀提案者及び優秀提案者の選定に至る過程

- ① 募集要項の公表
- ② 募集要項に関する質問の受付
- ③ 募集要項に関する質問に対する回答公表
- ④ 参加表明書及び資格確認書類の受付
- ⑤ 資格確認結果の通知及び提案要請書の交付
- ⑥ 現場ウォークスルー調査
- ⑦ 現場ウォークスルー調査に関する質問の受付
- ⑧ 現場ウォークスルー調査に関する質問に対する回答公表
- ⑨ E S C O提案書の受付
- ⑩ プレゼンテーション・ヒアリング及び提案審査
- ⑪ 最優秀提案者及び優秀提案者の選定並びに結果通知

2. E S C O提案の審査及び選定

（1）参加資格の確認

参加表明書及び資格確認書類を提出した応募者について、福井市美術館設備更新事業提案募集要項で定める資格要件を満たす者であるか確認を行う。

（2）提案要請

資格要件を満たす者に対し、E S C O提案を要請する。

（3）審査及び選定

委員会において、E S C O提案を審査し、応募者の中から最優秀提案者を1者選定し、最優秀提案者以外の者の中から順位を付して優秀提案者を選定する。

審査結果は、応募者に文書で通知し、必要な手続を経て選定結果を本市ウェブサイトで公表する。なお、審査結果に対する異議の申立ては、受け付けない。

（4）優先交渉権者

最優秀提案者をE S C O契約に向けての優先交渉権者とする。また、優秀提案者の中で上位の順位の者を次点交渉権者とする。

(5) 詳細協議

優先交渉権者は、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成及びE S C O契約書を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を進める。なお、この際の協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。

(6) E S C O契約の締結

本市は、優先交渉権者と協議を行い、本市の予定価格の範囲内でE S C O契約を締結する。なお、協議が整わない場合には、次点優秀権者との協議を行う。

3. E S C O提案書の審査

委員会は、「技術提案」「維持管理」「計測・検証手法」及び「運転管理方針」等について、総合的にE S C O提案の審査を行う。

(1) 審査の方法

E S C O提案について、後掲の表「E S C O提案審査評価項目」に従い審査する。審査の過程において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 評価項目

審査に当たっては、次の事項を重視する。

A 環境的評価事項

- ① 対象施設全体の省エネルギー率が高いこと。
- ② 二酸化炭素排出削減保証率が高いこと。
- ③ なるべく小さいB E I値を達成する見込みのある提案であること。

B 財政的評価事項

- ① 設備更新工事費が小さいこと。
- ② E S C Oサービス料が小さいこと。
- ③ 光熱水費削減保証額が大きいこと。

C 技術的評価事項

- ① 提案者の経営状況が信頼できること。

- ② 本市要求仕様を満たし、技術提案に具体性、妥当性があること。
- ③ 省エネルギー量や工事費などの算出根拠に妥当性があること。
- ④ 契約期間の全体を通じ、煤塵、騒音、石綿の飛散等について環境に配慮されていること。
- ⑤ 契約期間の全体を通じて、施設の運営・業務に支障を来さないこと。また、E S C O設備の信頼性・安全性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。
- ⑥ 設備定期点検、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。
- ⑦ E S C O事業の実績が豊富であること。また、優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を市に引き渡しできる信頼性があること。
- ⑧ 下請業者又は協力事業者の選定において市内企業を優先して採用する方針又は計画が示されていること
- ⑨ E S C O事業内容の実績の見える化、市民等への啓発に関する提案が優れていること。

D 工夫的評価事項

- ① 展示室内の空調に関し工夫していること。
- ② 展示室内の照明に関し工夫していること。
- ③ ①、②の他に工夫していること。

(3) その他

応募者が1 者の場合の審査方法等については、委員会において決定する。

4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (4) 提案書類に虚偽の記載を行った場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (6) 期限までに書類が提出されない場合
- (7) 募集要項に違反すると認められた場合
- (8) 提案者の資金調達計画が不良の場合
- (9) E S C O提案の評価点が満点の60% (600点) に満たない場合
- (10) 提案者の経営状況が不良の場合 (経営状況が3期連続赤字 (ただし、履行保証がある場合は、保証者と被保証者が共に3期連続赤字) である場合)。
- (11) 本要領に示す重要な項目が満足できなかった場合

表 E S C O提案審査評価項目

評価項目		採点基準	素点	係数	配点	注	
環境	1	対象施設全体の省エネルギー率が高いこと。	提案中の最高値は5点とする。 他は(当該数値/最高値)×5で算出。	5	12	150	※1
	2	二酸化炭素排出削減保証率が高いこと。	提案中の最高値は5点とする。 他は(当該数値/最高値)×5で算出。	5	12		
	3	なるべく小さいBEI値を達成する見込みのある提案であること。	BEI値0.7以下は5点とする。 他は(1.11-[BEI値])×12.2)で算出。	5	6		
財政	4	設備更新工事費が小さいこと。	提案中の最低値は「5」点とする。 他は(最低値/当該数値)×5で算出。	5	36	300	
	5	E S C Oサービス料が小さいこと。	提案中の最低値は「5」点とする。 他は(最低値/当該数値)×5で算出。	5	12		
	6	光熱水費削減保証額が大きいこと。	提案中の最高値は「5」点とする。 他は(当該数値/最高値)×5で算出。	5	12		
技術	7	提案者の経営状況が信頼できること。	5:信頼性が高い 4:信頼性がやや高い 3:標準 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い	5	3	400	※2
	8	本市要求仕様を満たし、技術提案に具体性、妥当性があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	17		
	9	省エネルギー量や工事費などの算出根拠に妥当性があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	13		
	10	契約期間の全体を通じ、煤塵、騒音、石綿の飛散等について環境に配慮されていること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや少ない 1:少ない	5	3		
	11	契約期間の全体を通じて、施設の運営・業務に支障を来さないこと。また、E S C O設備の信頼性・安全性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	17		
	12	設備定期点検、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	13		※3
	13	E S C O事業の実績が豊富であること。また、優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を市に引き渡してできる信頼性があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	8		
	14	下請業者又は協力事業者の選定において市内企業を優先して採用する方針又は計画が示されていること	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	3		
15	E S C O事業内容の実績の見える化、市民等への啓発に関する提案が優れていること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	3			
工夫	16	展示室内の空調に関し工夫していること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	12	150	
	17	展示室内の照明に関し工夫していること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	12		
	18	16、17の他に工夫していること。	5:大いにある 4:やや大である 3:標準 2:やや足りない 1:足りない	5	6		
評 定 点 合 計					1,000	※4	

評価項目1～6は、小数点第3位を四捨五入したものに係数を乗じて算出する。

※1 省エネルギー率10%未満は失格。

※2 経営状況が3期連続赤字(ただし、履行保証がある場合は、保証者と被保証者が共に3期連続赤字)であるときは素点1点として失格とする。

※3 E S C O契約期間中のE S C O設備の故障や不具合等の発生に対して、当該設備に係る事業者による補償の提案がある場合は、この項目のプラス評価材料とする。ただし、維持管理上の部品交換や修理等の対応は除く。

※4 600点に満たない場合は失格。